定家と成家

――『明月記』俊成死亡記事に見る確執――

滝沢優子

序

前回の小論で[1]、漢文日記の文学性について考える手がかりとして『明月記』の俊成逝去の記事をとりあげたが、そこにおいて、定家が父俊成と自らを結ぶ絆の象徴として雪を描き出したことを主張した。では何故、定家が殊更に父と自分との繋がりを強調せねばならなかったのか、紙幅の都合もあり述べられなかったので、今回改めて、検討することにする。

定家が、忌むべき様相を呈した俊成の最期を敢えて詳らかにしてまで、父俊成との繋がりを強調せねばならかった原因の一つとして、定家とその兄成家の不和を挙げたい。定家と成家との不仲は夙に知られるところであり、今更言うまでもない事柄であると思われるかもしれない。しかし、俊成の死亡記事を読み解くには、この要素が不可欠と考える。俊成逝去の元久元年（一二〇四）当時、定家と成家兄弟の関係が如何なるものであったのか、もう一度整理することで、定家の心情と俊成逝去の記事の意図するところを明らかにしたい。

一

『明月記』元久元年（一二〇四）十一月三十日の記事の後半に、定家と成家の対立が表面化する。前半の、俊成が雪を求める件の描写の感動的であるのに比べて、一転、葬送の準備に右往左往する遺族の周章ぶりが包まず描かれて興冷めでさえある。翌十二月一日にかけての混乱の様子を次に抜粋する[2]。

・元久元年十一月三十日　（略）御遺言等令書置給文在六角、遣取由三位被命、仍見其文、可相定由相共待之、（〇頭注ニ、御病危急

不被具件文、不可然事トアリ）、使者不帰来、経時刻内々示合文義［在予共］、不択日時方角土用事、有遺言時、一事以上不申沙汰事也、是陰陽頭在憲証文慥所持也、仍此由申三位了、日漸闌之間、羞小膳、大夫入道（戒心）、被訪米、於門相謁、予借請彼住所隣小屋欲寄宿、此堂荒廃無四壁、盗怖畏無極之故也、帰入之間六角尼上被渡（輿）、良久申合諸事被帰了、猶相待之間、空日暮了、（略）

• 元久元年十二月一日　午後晴、鶏鳴参入、三品今夜被宿、御遺言文求出夜部持来、而入棺可用人滅日之由被載、及暗之間卒爾延怠了、雖遺恨又非無例歟由被命［文遅来之所致歟］、予云、於今者何為乎、三ケ日之中葬送事、尤可被忿也、文義来申云、於御遺言は一切不沙汰方角之等事、聊有沙汰は還事煩可候也、仍今日一定由定了、天明共入山中見彼墓所、故御前御墓辛方也、（略）

俊成の埋葬の日にちを巡り、俊成の遺言書を探してからその内容に従うべしとする成家と、以前見た遺言書の記憶に従い、即日埋葬すべしとする定家が対立する。結局、成家の慎重論に圧され、遺言書の到着を待つことになったが、遺言書を捜し出すのに手間取った従者が、それを彼らの元に届けたのは深夜であった。翌朝になって「入滅の日を以て埋葬すること」という、遺言書の内容を知らされた定家は、不満を押さえ切れない。自分の意見が容れられず、遺言書を待つ苛立ちを「なお相待つの間、空しく日暮れ了んぬ」と記し、いざという時に備えて遺言書の在所を把握していなかったことを「御病の危急に件の文を具へざること、しからざるべき事」と、頭注において批判する。「入棺は入滅の日に行うべし」との遺言を守れなかった憾みから、「暗きに及ぶの間、卒爾延怠し了んぬ」と謗らずにはいられない。「故人の意思に従えなかったのは残念だが、こうした例は無いことではないから」と宥める成家に対して、「今に於いては何をかなさんか」と弾き返すように応じる。「今となっては仕方ありません、三日以内に葬送すること、早く済ますのが一番です」。確かに定家の言う通り、遺言書を予め探しておかなかったことは、兄弟の長として、葬儀を取り仕切る[3]成家の落ち度である。但し、遺言書を管理していたのは、姉の六角尼上であり、彼女の管理不充分も責められて当然と思われるのだが、定家の怒りの矛先は、一人、兄の三位成家へと向けられる。

定家・成家兄弟の不和の原因は、定家自身の言葉に拠れば、感情の行き違いが、若年の頃から、定家の思惑とは別に成家の方から発生したことにあるらしい。

• 故兵部卿自同宿之昔、内心不似予存、始終雖失本意、予如不存不知、（『明月記』寛喜二年九月十八日条）

先学諸氏の指摘される通り、成家の不行跡ゆえ、定家が彼を一家にとって恥ずべき人物と見なしていたことも挙げられる[4]

尤も、定家の成家に対する態度も、あまり褒められたものではなかったと思われる。『明月記』を見る限り、黙殺に近い態度であり、時には、他人からの聞き書きで、兄の不手際を書き立てている。[5] 成家の名が『明月記』に見えるのは、彼が定家の下に俊成危篤の報を発した元久元年十一月二十六日までに限ると、八十日間である。そのうち、六十日間の記事は、公事・儀式への参加者として名が記録される程度である。逆に、個人的な交流が記されたのは、僅かに十二日間のみである。また、公事についての記事の中でも、建仁二年（一二〇二）三月十四日条には、前日の八幡臨時祭りに於いて、急に一人欠けた舞人の替わりに成家が召されかけたが、成家は「入道（俊成）所労の火急の由を称し遁去」したことが見え、定家はこれを、「甚だ左道也」と非難している。

そしてもう一つ、私が指摘したいのは、御子左家の継承を巡るライバル意識である。定家が俊成の後継者[6]であることは、勅撰集の選者となったことからも、誤りはない。しかし、定家の官職を見ると、建保二年（一二一四）に参議に任ぜられるまでは、[7] 並ぶことはあっても兄成家を凌ぐことはない。七歳という年の開きに比べれば、二人は接近した官職に就いていて定家の才覚を思わせるが、ともかくも成家は、俊成の長子としての面目を保っているのである。そして、『明月記』中ではないが、「藤原定家自筆申文」（東京国立博物館蔵）の文面から、定家にとって兄成家が、実際の昇進の障害であったことが察せられる。村山修一氏によると、この申文は、当時の権勢者内大臣源通親に宛てて提出されたものであるという。[8]

転任所望之事／少将之中、任日位階第一、出仕旧労四代、就中寿永二年秋、忝列仙籍以来、奉公労二十年、当時中将之中、舎兄一人之外、皆多年之下臈、数代之後進也、今雖相兼此理、若依兄弟之並、可為昇進之妨候歟、然自斉信・道信朝臣以来、中将常為兄弟相並之官、自侍従少将当初、定家常鯨兄弟同官之名、安元之昔拝侍従、文治之比無其闕、剰加次将、此両度奉公日浅、競望人多、若被嫌此事者、尤可有其沙汰候歟、而先遂此望、重預叙爵、今及衰暮之齢、始被妨此望候者、兄仕朝廷者、誰励奉公候乎、就中近年三品崇班、経家・顕家卿相並、台閣七人之中、長兼加任、夕郎三人之中、顕俊並補、是皆古今之例、或希、或無之、況又国通任少将、敦通任侍従、多無奉公之旧労、各預並兄之朝恩、当時之徳政大略如斯、況定家更無一人之上臈、久蒙多年之超越、令遂此望、誰為非拠候乎、但此事猶依身不肖、難被免候者、本望更不限此一事候、専顧衰老凡卑之質、不好顕耀声華之職、為近衛次将者、被遷便宜要官者、古今之恒例候歟、内蔵頭、右馬頭、大蔵卿之間、若自然其闕出来候者、任被遷任候乎、是皆雖似過分之望、悉為後進之所帯、令中其が个官之中、若被遷任候者、懇切所望超過于転任候者也、所詮空疲中郎之望、猶列

近仗之末候之案、心肝如摧、悲涙難乾候之間、重所申入候也、以此赴、可令洩申給候、定家恐惶謹言、

内蔵頭・右馬頭・大蔵卿への転任を希望するに至る、中将昇進を諦めるに至る過程に、定家の屈折した兄への心境が伺われて興味深い。

定家は、「私は少将の内で最も在任期間が長く、位も最も高い。少将の中で中将に昇進して当然である。中将の中でも、自分の兄以外は、私より官歴も短く年齢も若い者ばかりである。この二つの事情からすれば、私の中将昇進の望みが兄の在任を理由に妨げられるのは、如何なものであろうか」といい、古今、兄弟が同種の官に就いた例を挙げ、自分の中将昇進が不当な希望でないことを説いている。そして、事実、自分が侍従・少将に任じられた当初は、兄の成家もその官にあって名を連ねていたことを述べ、にも拘わらず、兄が同官に居る事を以てこの望みを妨げられるのならば、「兄の朝廷に仕ふる者は、誰ぞ奉公に励み候や」―朝廷に兄のいる者は、誰も奉公に励まなくなるであろう―とは殆ど捨て台詞に近い。さらに、現在「おのおの兄に並ぶの朝恩に預かる」者の名を列挙して、「自分以上の上位者もなく、久しく人に越えられてきた私が、兄に並ぶ中将に進んだからといって、誰が故なしと責めようか」と、重ねて中将昇進の希望の正当性を訴える。しかし、「中将に昇進できない理由が私の非才にあるというなら、致し方ない」とし、次善の案として、「内蔵頭・右馬頭・大蔵卿のいずれかに欠員が出たときには、是非これに任じていただきたい」と重ねて申し入れるのである。

ここからとかく成家が定家の障害であったことが伺える。そしてそれは、成家の意思などとは無関係な、社会通念や政治機構がもたらした不幸であった。恐らく、定家が兄成家を嫌悪したのは、自身の政治活動の障害となっていたからであろう。如何に家意識の強い定家とはいえ、軽蔑の対象でしかない兄ならば、無視すれば充分である。俊成の逝去・葬送の記事などにおいて攻撃するには及ぶまい。しかし、反発を露にした原因には、成家が定家に不利益をもたらす存在であったからだと考えた方が自然である。成家にしてみても、自分に競争意識を剥き出しにする弟定家と距離を置きたくなるのは当然で、二人の仲が芳しくなくなるのも、自然の成り行きである。

さて、定家はこの「申文」を書いた後の建仁二年閏十月二十四日、左近衛権中将に任じられ、兄と並ぶことになる。尤もこれには、父俊成の後押しがあったらしい。

定家朝臣の中将の事申とて、父の入道よみて奉られたりし歌、

小さゝ原風まつ露のきえやらてこのひとふしをおもひおくかな⑨

二

定家が権中将に任じられた丁度一年後の建仁三年（一二〇三）十月二十四日、兄成家が、三位に叙せられる。この折の定家の反応には大変興味深いものがある。

この建仁三年という年は、御子左家にとって、大きな慶びの年であった。即ち、彼らの父・俊成の九十の長寿の祝いを和歌所に於いて行う計画が持ち上がっていた。日程は当初、九月十三日を予定していたが、諸般の事情によって延期され、十一月二十三日に行われた。兄成家が三位に叙せられたのは、その俊成の九十の賀の直前、十月二十四日のことである。

定家も実は、九十の賀を前に、自らの昇進を以てそれに花を添えようというのか、九条家の縁故を頼り、任官運動をしたらしい。建仁三年十月一日「申時九条殿に参ず、近辺に宿す」、同月二日「今日宇治（僧正）に参ず、只今帰洛、昨日殿に申すと事と同じ事也、丞相の間の事也」、とあるから一足飛びに参議任官を目論んだのであろうか。しかし、除目まで日数が足らず、「此事今に於いては甚だ治め難き歟、京官除目は廿三日、九十賀は廿七八日の程と云々」との忠告に渋々、この度の昇進を断念する。平静を装ってはいたが、無論未練は有り余り、除目の三日前の十月廿一日には、「明後日の除書、所望の輩奔走す」と、他の猟官者の奔走ぶりを嘲ってみずにはいられない。ところが、除目の翌日、廿五日になって、兄成家が三位に叙せられていたことを知る。『明月記』の記述から、定家は成家の昇進を前以て知らされることも、まして昇進のための運動をしていたことも知らない様子である。ここに、兄弟間の断絶の深さが露呈すると同時に、俊成の長子としての成家の社会的認知度が判明する。御子左家が九条家の庇護の下にあった事を考えれば、九条家の口添えが成家に対してもなされたと見なし得、これは即ち九条家が、定家より成家の昇進を先んじた表れといえよう。定家にしてみれば、全てに裏切られた思いであったろう。当時の一家の長が、年齢でも長幼の序でもなく、一家のうち官位の最も高いものが家長と見做されていたことを鑑みると、成家が三位に叙せられる日までは、定家は、官職等しく、しかし勅撰集の選者の任にあった自分が、最高位者である[10]と自負していたのではあるまいか。

次ぐ二十六日の記事は極端に短い。天候の記述を含めても、五十文字にも満たない短さである。俊成の下に赴き「謁申三位」、三位となった兄に会ったことだけが記され、そこに兄成家の昇進を祝う文言はない。四年前に成家が中将に昇進した時は、

•（略）聞書見え来たらず。巳の時許りに、右少将中将に任ずるの由、高倉より告げ送る。仍りて賀札を奉り了んぬ。其の後、聞書を

見る。（正治元年一二月十日）

と、それなりの交流が見え、これを祝っているのと比較すると、定家の受けたショックの大きさが伺える。さすがに一家にとって慶事であるだけに、これを難ずる言辞は見当たらないが、その恬淡さ、定家の心情推して知るべしである。

そして、この衝撃の兄の三位叙位から、一月足らずで俊成の九十の賀の日がおとずれる。『明月記』に、定家が儀式の運営に携わっている形跡は無い。前日、周囲から儀式の子細を尋ねられても、「明日九十賀事、自諸方被尋問、未見次第」と、自分は知らないことを述べている。猶、『明月記』には九十の賀の記事が残されていないが、この事について散逸とする見方が多い。[11] 九十の賀を別記に記したため『明月記』から欠落し、更に「俊成九十賀記」というものも散逸して、現在に云わらないという見方である。しかし、筆者は定家の意思による省筆と見る。もし、別記に記したのであれば、『明月記』中に別記の存在を示す文言があって然るべきである。しかし、「具有別記」等の割注[12]もなく、また、儀式を行うため、或いは別記を作成する為の資料を収集した旨の記録すら見いだせない。九十の賀の記録としては、既に『安元御賀記』[13]などが存在するから、これを借りる算段をしてもよさそうなものであるのに、そのような気配が全く無いのである。御子左家の晴儀を、家意識の強い定家が書かなかったとするのは、一見不自然に映るが、定家と成家の確執を考慮すれば、理解の一助となるのではないか。父の賀に三位となって花を添えた兄の晴れがましい姿に引き替え、軽蔑する兄[14]の風下に置かれた自分の惨めな姿を書く気にはなるまい。和歌の家・御子左家とは、俊成から定家へ受け継がれるものと信ずる定家にとっては、自分に水を分ける三位に昇り、俊成の継嗣を印象づけた兄成家のいる儀式ほど書き遺すのに不都合なものはないのである。

三

定家にとって、兄成家は自分の昇進を阻み、御子左家の継承者の立場を脅かす存在であった。では彼ら兄弟を、周囲はどのように見ていたのであろうか。残念ながら、同時期の記録は乏しく、『玉葉』[15]や『三長記』[16]にも、成家・定家兄弟の間柄について、立ち入った見解などは示されない。しかし、兄弟、に対する世間の認識の在り方を示す興味深い記事が、『明月記』にある。「官位の高さ」が「長幼の序」を上回るとする一家の長者の定義[17]とは逆に同腹の兄弟の場合、優先順位の決定には揺れがあったことが読み取れる資料である。時は寛喜二年（一二三〇）、俊成逝去より三十年程下った、定家六十九歳のことである。

寛喜二年四月六日　祭主能隆が病気を理由に職を辞すにあたり、

後任には誰を据えるか、議事録の清書を定家は懐紙に写し取り、『明月記』に残したそれによると、

祭主能隆卿辞退替、以何輩可被補哉事

・内大臣定申云、官職之道被登庸上藹者承所々例也、隆通朝臣為上首受譜第、加以明君知明父知子、能隆卿多年内挙定有所拠歟、下藹無殊功者、隆通朝臣被抽補何事之有乎、於年齢事者、近代尊卑不謂老少、極高官昇尊位、何至此職可有其沙汰哉、其上不知神慮、宜在聖断、……[18]

能隆の子息であり、候補者中最も格上で、能隆の推挙も得ている隆通[19]を後任に据えるのが順当であったが、二つの問題点があった。一つは、隆通の年齢が若いこと。今一つは、隆通より格下に置かれているが、能隆の現在の長子、即ち隆通の兄の隆雅がいたことである。内大臣は、「年齢は問題にならない。現代は尊卑や老少は問わず、高位高官に就いている。祭主の職も例外ではない」とするが、大納言以下、隆通派・隆雅派に別れて議論が繰り広げられた。紙幅の都合により、以下の本文の引用は割愛する。

論議の内容をまとめると、位階第一の隆通は、器量は人に優れるが、通常六十歳以上が任じられる祭主に年齢が足らず、位階第二の隆雅は年齢・器量とも不足はないが、長子ながら父・能隆から義絶された疑いがあることが、主な争点である。他、父の推薦があっても、それは議定の考慮に入れるべきではないとか、義絶の有無より、隆雅の親に対する不義の有無の方が問題であるとか、興味深い意見が並ぶ。結局、「当時之道理」通り、「位階第一者」であることと「能隆卿存日挙申」により、隆通が祭主に据えられた[20]。

この隆雅・隆通兄弟への視線を、成家と定家に置き換えてみると、定家の自負をよそに、成家の存在の大きさが浮かび上がってくる。まして、隆雅の如く、成家は俊成から義絶された過去もなく、俊成に孝養を尽くさなかった事も無い。また、成家の子の宣家は元久元年三月七日、侍従に任じられているが、それは「入道殿（俊成）の申し任じせしめ給う」故であるといい、俊成の庇護が成家一家に及んでいることが知れるのである。

四

即ち、定家は「歌の家」としての御子左家を継承したが、それは、兄の所謂廃嫡を請けるなどの明確なものではなかった。後に定家が権中納言まで昇り、為家が権大納言に至った既成事実をして事後承諾的に認知される質のものであった。俊成逝去の元久元年当時、そのような将来の展望が予知できようか。

昇進の妨げであり、俊成の後継者としての定家の社会的認知度を脅かす存在となりうる同腹の兄が、定家に快かろうはずもない。ま

た、見方を変えれば、成家という人物、定家が切望する官職に既に就いていたということは、定家が酷評する程無能ではなかったことになる。よしんば、定家の言う通りの愚人であったならば、それを補う父俊成の引き立てがあった証しである。『拾玉集』に俊成が成家の昇進を訴える歌が収められる。[21]

おなじきとし、俊成入道、成家朝臣中将になさん事、殿に申せとて、

敷島や道を尋ねば三笠山なかの跡しも隔てやはせむ

俊成の親の心情からすれば当然の愛情の平等な配分は、御子左家の後継者を自任する定家には歓迎できるものではなかった。かといって父へ向かうべくもない不満は、翻って兄成家への憎悪を増加させることとなったろう。俊成の逝去の直後、遺体の扱いや葬送の日時を巡って、定家が成家に反発するのは、以前からの確執の表面化と捉えるべきである。

そして、俊成の後継者を自任する定家は、自分の行動や主張が俊成の意思に添ったものであることを、この後も書き付ける。

・（略）文義来、正月四日五七日仏経布施等持来、即返遣了、皆是軽微也、人定誹謗歟、聖霊更不好適差給、近代之人、語導師借布施請客人、令取聞此事、殊弾指給、仍随力所堪、随彼御命也（元久元年十二月卅日）

定家が担当する五七の供養の為の布施は質素で、人に誹謗されるであろうが、これは俊成が贅沢を好まれなかったからである。近頃は布施を借りてまで準備するらしい事を聞かれた時は、これを殊に非難した。よって、今回私が人に笑われようと自分に出来る範囲内で用意するのは、俊成の御心に従ってのことなのである、と。

結

これまで、歌人としての定家の研究に於いて、詠歌に及ぼす影響の少なさから、兄との関係は重視されることがなかった。今回、兄弟の確執をとりあげたのは、「家」に対する意識が強くあらわれる「漢文日記」に於いては、その記述に多大な影響を及ぼす問題だからである。

定家が描く『明月記』の俊成逝去の記事は、特に俊成が雪を求める前半が印象的であるが、後半の興冷めな感も拭えない成家との対立も、定家にとっては自分と俊成の絆を強調する意味に於いて、書き残さなければならない事象であった。定家に深く注がれた俊成の情愛が、劣らず成家の方にも注がれている以上、そして、長幼の序を等閑にできない社会から、定家は自分を特立させる必要があったからである。子孫に与える「漢文日記」において、定家は、兄よりも自分が御子左家の後継者として相応しい行動をとったことを、伝

えるのである。

注

① 拙稿「『明月記』俊成死亡記事の作為―漢文日記の文学性への一試論―」（『同志社国文学』第55号　平成十三年十二月二十五日）。

② 本文は国書刊行会編『明月記』明治四十五年二月廿五日印刷、同月廿九日印刷発行、昭和十年十月三十日合冊発行）による。なお旧字体及び異体字は、適宜通行字体に改めた。なお細字による注記は（　）をもって示し、割注は［　］をもって示した。

③ 高橋秀樹『日本中世の家と親族』第一部（吉川弘文館　平成八年七月十日）。

④ 石田吉貞『藤原定家の研究』（文雅堂書店　昭和三十二年三月）。
村山修一『藤原定家』（関書院　昭和三一年六月刊）。
辻彦三郎『藤原定家　明月記の研究』第一編第一章第三節（吉川弘文館　昭和五十二年五月十日）。

⑤ 元久元年正月一日条／承元元年六月七日条／承元二年五月二十六日条／建保元年七月十一日条／建保元年七月二十七日条など。

⑥ 辻彦三郎『藤原定家　明月記の研究』第一編第一章第三節（吉川弘文館　昭和五十二年五月十日）。
手崎政男「定家が官位を熱望したことの背景」（『富山大学文理学部文学紀要』第9号、昭和三十五年一月）。

⑦ 『公卿補任』。

⑧ 村山修『藤原定家』（関書院　昭和三一年六月刊）。
辻彦三郎『藤原定家　明月記の研究』第一編第一章三節（吉川弘文館　昭和五十二年五月十日）

⑨ 「源家長日記」／辻彦三郎『藤原定家明月記の研究』吉川弘文館　昭和五十二年五月十日）より。

⑩ 前掲注③論文。

⑪ 久保田淳『藤原定家』（集英社　昭和五十九年十月二十三日）。
五味文彦『藤原定家の時代』（岩波新書178、岩波書店　平成三年七月十九日）等。

⑫ 例えば『春記』（藤原資房一〇〇七～一〇五七）には本文中の注記によって、現在伝わらない別記の存在が知られている。長暦二年十月五日条。同月二十三日条など。

⑬ 『群書類従』雑部　巻第五百二十九

⑭ 『明月記』建久九年二月二十九日条、「無渡世之計人也、不便々々、」

⑮ 藤原兼実（一一四九～一二〇二）の日記。

⑯ 藤原長兼（生没年不詳1）による、建久六年から建暦元年頃までの日記。

⑰ 前掲注③論文。

⑱ 前掲注②と同。

⑲ 寛喜二年三月二十九日条。

⑳ 寛喜二年四月十九日条。

㉑ 『捨玉集』五五三九番（『新編国家大観』）／加納重文「兼実・良経と定家」（『女子大国文』第126号　平成十一年十二月二十日）より。